

**シンガポール、コスタリカ：FTA署名**

三菱東京UFJ銀行  
国際企画部CIBグループ

2010年4月6日、シンガポールとコスタリカは自由貿易協定（Singapore-Costa Rica Free Trade Agreement = SCFTA）に署名した。今後、両国国内での批准手続きを経て、2011年上半期中に発効となる予定。

シンガポールにとって、コスタリカは中南米の中で8番目に大きな貿易相手国であり、2009年の貿易額は\$414百万（約277億円）。コスタリカにとってシンガポールは東南アジアにおける2番目に大きな貿易相手国となっている。

**【関税引き下げ】**

協定発効後、コスタリカは、即時90.6%の品目の関税を撤廃する。これにより2009年の輸出額実績ベースで95%の地場輸出がカバーされることになる。本件によりメリットが生じるシンガポールからコスタリカへの主要輸出品目は、「電機電子製品、機械、化学品、鉄鋼関連製品、加工食品」である。

**【原産地規定(Rules of Origin=ROO)】**

「現地調達比率（＝付加価値比率）35%以上」、または、「関税番号6桁変更基準」が適用される。これはシンガポールの締結したFTAの中で最も自由度の高いルールである。また、「再生製品（Recovered goods）から製造された工業製品」についても対象としている。但し、FTAの対象となる「再生製品（Recovered goods）から製造された工業製品」は、新品と同様の製品寿命・性能を持つことが条件となっている。

## 【シンガポールのFTAへの取組み】

相手国・エリア	交渉進展状況	
ニュージーランド	締結済	2000年11月「ニュージーランド・シンガポール経済連携緊密化協定」(ANZSCEP)に署名。2001年1月発効。 ※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)40%以上」。
日本	締結済	2002年1月「日本・シンガポール新時代経済連携協定(JSEPA)」に署名。2002年11月発効。 ※原産地規則は「関税番号変更基準」。一部は「現地調達比率(=累積付加価値比率)60%以上」と選択可。
欧州自由貿易連合(EFTA)(※1)	締結済	2002年2月「EFTA・シンガポール協定(ESFTA)」に署名。2003年1月発効。
オーストラリア	締結済	2003年2月「シンガポール・オーストラリアFTA(SAFTA)」に署名。2003年7月発効。 ※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)50%以上または30%以上」。
米国	締結済	2003年5月「米国・シンガポール自由貿易協定(USSFTA)」に署名。2004年1月発効。 ⇒シンガポールから米国への輸出品78.7%の関税を撤廃。4年以内に92%に拡大。 米国からシンガポールへの全輸出品の関税を撤廃。 ⇒米国はシンガポールから米系金融機関への市場開放や医療用ガム解禁を引き出した。 ※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)35%~60%以上(主にエレクトロニクス製品)」、「関税番号変更基準」。
インド	締結済	2003年5月交渉開始。2005年6月締結。8月発効。包括的経済協力協定(CECA)。 ⇒シンガポールは即時全品目の関税撤廃。 ⇒インドは即時506品目の関税撤廃。2005年8月から2009年4月に2,202品目の関税撤廃。2,407品目の関税を5割削減。 2008年1月15日改定し関税引き下げ範囲拡大。 ※原産地規則は「関税番号変更基準」と「現地調達比率(=累積付加価値比率)40%以上」。
韓国	締結済	2003年3月共同研究を開始。2004年2月交渉開始。2006年3月発効。 ⇒シンガポールは即時全品目の関税撤廃。 ⇒韓国は6,724品目、輸入額の59.7%の関税を即時撤廃。 ※原産地規則は「関税番号変更基準」。一部「現地調達比率(=累積付加価値比率)」。
ヨルダン	締結済	2003年6月交渉開始に合意。2005年8月締結。 ⇒ヨルダン協定発効後10年以内にシンガポールからの輸入品97.5%の関税を撤廃、シンガポールはヨルダンからの全輸入品の関税を撤廃予定。
パナマ	締結済	2006年3月調印。2006年7月発効。
太平洋4カ国(※2)	締結済	環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)。 2006年5月ニュージーランド発効。7月ブルネイ発効。11月チリ発効。 2008年3月米国が投資・金融サービス交渉に参加。2008年9月米国が包括的参加交渉立ち上げを発表。2008年11月豪州、ペルーが交渉参加を表明。
ペルー	締結済	2006年2月交渉開始。2007年9月基本合意。2008年5月締結。2009年8月発効。
中国	締結済	2006年8月交渉開始。2008年10月調印。2009年1月発効。 ⇒中国側は2010年1月1日時点で95%の品目の関税を撤廃。 ※原産地規則は「現地調達比率(=累積付加価値比率)40%以上」。
コスタリカ	交渉中	2008年12月交渉開始。2010年4月署名。2011年上期の発効を見込む。
湾岸協力会議(GCC)(※3)	交渉中	2006年11月交渉開始で合意。2008年12月調印。
メキシコ	交渉中	2000年7月交渉開始。
カナダ	交渉中	2002年1月交渉開始。2007年8月第8回交渉。
スリランカ	-	2003年10月協議開始。包括的経済協力協定(CEPA)。
バーレーン	交渉中	2003年10月 2004年半ばの交渉開始で合意。
エジプト	交渉中	2006年11月交渉開始。
パキスタン	交渉中	2004年4月シンガポール政府が協議開始の意向を示す。2005年8月交渉開始。
ウクライナ	交渉中	2007年5月交渉開始。
モロッコ	交渉中	2007年1月交渉開始で合意。
EU	交渉中	2009年12月交渉開始で合意。2010年3月交渉開始を発表。

(出所)各種報道、シンガポール政府ホームページより三菱東京UFJ銀行国際企画部CIBグループ作成

※1. EFTA: スイス、リヒテンシュタイン、ノルウェイ、アイスランド

※2. 太平洋4カ国(SEP): ブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポール

※3. GCC6カ国: アラブ首長国連邦(UAE)、バーレーン、サウジアラビア、オマーン、カタール、クウェート

本レポートに関するお問い合わせ先  
国際企画部 C I B グループ 北村 広明  
E-mail: hiroaki\_2\_kitamura@mufg.jp

関連サイト：

シンガポール政府通産省

[http://www.news.gov.sg/public/sgpc/en/media\\_releases/agencies/mti/press\\_release/P-20100406-1.html](http://www.news.gov.sg/public/sgpc/en/media_releases/agencies/mti/press_release/P-20100406-1.html)

関連レポート：

「ベトナム・シンガポール：EU との FTA 交渉開始で合意」2010. 3. 4

「ASEAN・インド・豪州における FTA の進行状況」2009. 12. 30

- ・ 本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・ 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・ 本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・ 本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・ 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。